



外国人技能実習生 採用のご案内



日本オートビジネス協同組合（JAB）
カーコンビニ倶楽部株式会社



タイ王国 労働省
ドルフィン日本語学校
パヤオ技術専門学校
チェンライ技術専門学校



目次

■ 自動車整備作業の追加について	P.3
■ 関係機関との調印式	P.4
■ JABを通じて「塗装・整備士の技能実習生受入」	P.5
■ 外国人技能実習制度の概略	P.6
■ 図解：外国人技能実習制度のながれ	P.7
■ 受入機関と採用可能枠	P.8
■ JAB入会について	P.9
■ 現地での実習生候補者募集	P.10
■ 受け入れ企業様による面談	P.11
■ 日本語研修	P.12
■ 専門教育	P.13
■ 日本入国後の集合研修	P.14
■ 必要諸経費について	P.15
■ 新しい技能実習制度について	P.16
■ 資料1 新制度の仕組み	手続きの時系列
■ 資料2 新制度の仕組み	手続きの概要

自動車整備作業の追加について



外国人技能実習制度に基づくメカニックを採用

～日本の整備技術の海外展開・人材育成をサポート～

日本オートビジネス(代表理事 稲葉 弘幸 以下JAB)では、2016年4月1日より外国人技能実習生に「自動車整備作業」が追加されたことに伴い、外国人メカニックの受け入れが可能となりました。

外国人技能実習制度とは、外国人技能実習生が日本の産業における技能や知識を習得・習熟し、開発途上国等へ移転する事を目的とし1993年に創設された制度です。今回、厚生労働省にて2016年4月1日付けで「自動車整備作業」が技能実習2号移行対象職種に追加されました。

これに先立ち、国土交通省と一般社団法人日本自動車整備振興会連合会(以下日整連)、自動車メーカーなどで構成される検討チームが結成され、必要とされる知識やスキル、試験制度を策定してきました。

運用開始に伴い、JABでは全国の整備業の皆様へ、実習生受け入れのご提案をさせていただきます。

■ 外国人技能実習生制度について

1年目は職種の制限はないが、2年目以降にも働ける2号に移行するには、職種ごとに設けられた公的な試験に合格しなければならない。

技能実習評価試験は、基本的に国家資格である自動車整備士基準に準じて作成されており、3年目では、基礎となる整備士3級レベル相当まで育成

■ 自動車整備における実習内容の例

- ①自動車の基礎的な技能、知識の習得・安全衛生作業
- ②点検整備作業(定期的に行う、法令に基づく項目や自動車メーカーが指定する項目についての点検整備)
- ③車検整備作業(定期的に行う、自動車の安全・環境の基準に適合する状態を維持する為行う整備)

関係機関との調印式



カーコンビニ倶楽部(株) 林代表取締役社長様が
パヤオ技術専門学校(タイ)にて調印



日本オートビジネス協同組合とチェンライ技術専門
学校の調印式

JABを通じて「塗装及び整備士の受入」

塗装・整備士の外国人技能実習生の受入れをご検討ください。

国際協力を
推進しよう！



日本の高等技
能を伝えよう！

開発途上地域へ
の技能の移転に
協力しよう！

外国人技能実習生受入のご提案！



現地面接風景

◎ JABリードによる受入メリットとは？

- ①母国発展のため新たな技術を身につける、意識の高い前向きな人材をJABがリクルートいたします。
- ②一般日本語・日本文化学習に加え、日本語によるパーツ名称、専門用語の習得のためのJAB監修カリキュラムを現地日本語学校に導入しています。
- ③現地技術研修所にて特別カリキュラムにより3～4ヶ月間の実技研修を実施いたします。
- ④現地、ドルフィン日本語学校（タイ国チェンライ）とJABが業務提携契約を締結したことにより、教育体制は万全です。
- ⑤日本国内での実習期間中はJABにより、実習生をサポートを致します。

外国人技能実習制度の概略

外国人技能 実習制度とは？

日本の企業等で技術、技能又は知識を身に付ける為に日本に来ている外国人を「技能実習生」といいます。この「技能実習生」を受け入れる為の仕組みを「外国人技能実習生制度」といいます。

研修生の母国の発展に役立つ人材を育てることにより、日本の国際貢献を担う制度です。

<外国人技能実習制度：技能実習生1号 ➡ 2号> 3号>

- 初年度の技能実習生1号から2号及び3号になるには「技能検定試験」の合格が必須ですが、いずれも雇用契約に基づくことから、初年度から報酬は「労働の対価」となり、実習生は日本の労働法に守られています。
- 現在の技能実習生の在留資格は初年度が「技能実習1号ロ」、技能検定基礎級合格後の2・3年目は「技能実習2号ロ」、技能検定3級合格後の4・5年目は「技能実習3号ロ」となっています。
- 実習制度の期間は3年又は5年間（優良な監理団体・優良な実習実施者のみ）を限度としています。当初1か月間は一般研修を実施し、その後受入先への配属となります。

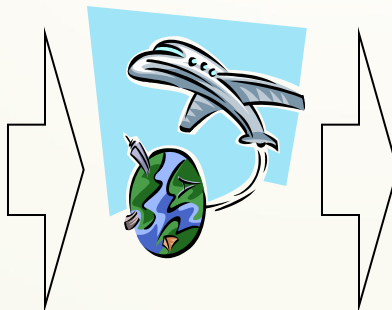
選考面接



研修



入国



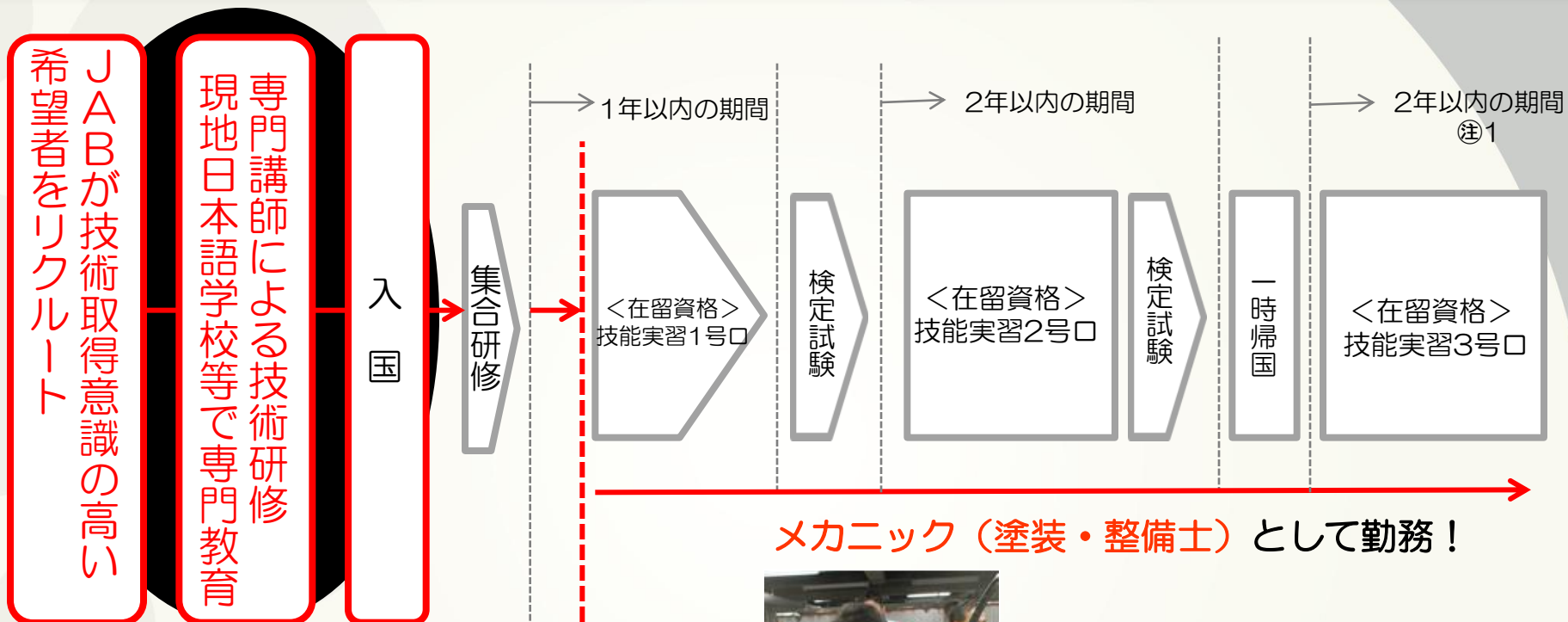
組合受入



配属



図解：外国人技能実習制度のながれ



チェンライ・ドルフィン
日本語学校



茨城県JAB研修施設で集合研修
(2015年6月撮影)



現場配属3ヶ月後の風景
(2012年8月10日撮影)

②1 技能実習3号への移行は優良な監理団体及び実習実施者のみ

受入機関と採用可能枠

受入機関

受入機関のタイプには2種類あり、今回のご提案は右側の「**団体監理型**」です。

企業単独型

(条件1) 受け入れる企業が現地法人を持っている。

(条件2) 商社など経由でプラントを納めてそのユーザー(1年以上の付き合い)のスタッフ教育。

団体監理型

受入団体がそのメンバーである企業などと協力して行う実習生の受け入れ。

(受入団体)・・・
各種共同組合
JABは受入機関です。

採用可能枠

採用できる人数は常勤職員総数により枠組みが決められています。

	採用する企業の常勤職員総数	採用可能な実習生の人数
A	30人以下	3人
B	31人～40人	4人
C	41人～50人	5人
D	51人～100人	6人
E	101人～200人	10人
F	201人～300人	15人
G	301人以上	常勤総数の20分の1

※受入例:常勤職員総数3名の企業の場合でも、初年度3名、次年度3名、3年目3名の合計9名の実習生を受け入れることができます。尚、優良な実習実施者の場合は上記人数×2、の人数を受け入れる事が可能です。

JAB入会について



下記が採用までの簡単なフローです。

JABに意思
表明

- ・ご興味を持たれた方は日本オートビジネス協同組合にご連絡ください。

東京都港区新橋1丁目5-2 Fabulous Ginza 9F
TEL: 03-6263-9373 担当 小松

JABより入
会のご案内

- ・組合より詳細をご案内いたします。

JAB入会

- ・実習生の採用には組合への加盟が必要です。

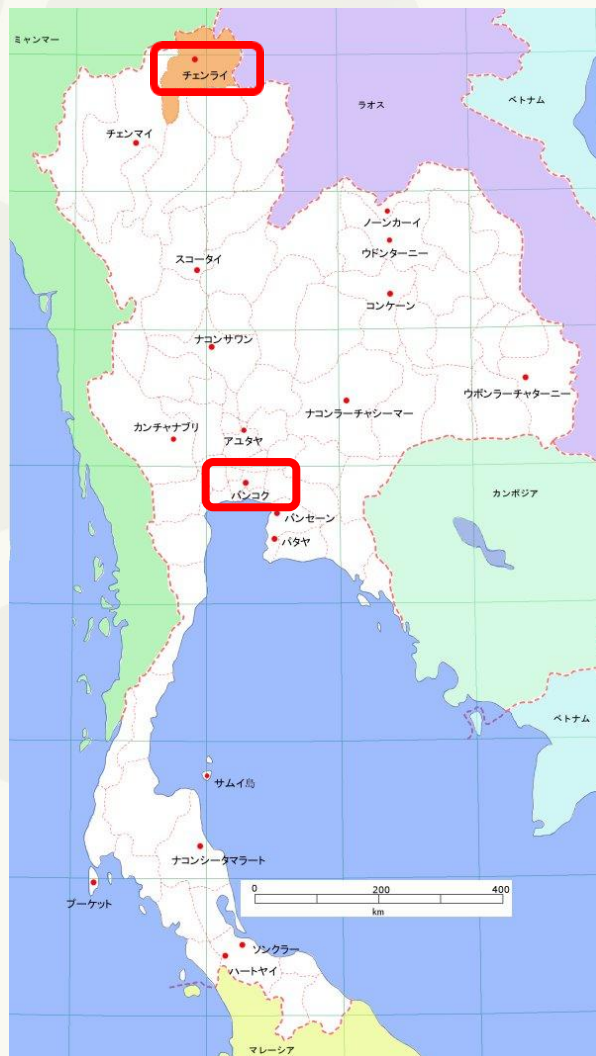
日本オートビジネス協同組合(JAB)関係機関

- ・タイ労働省・雇用局
- ・チェンライ県庁
- ・ビルンビジネス職業専門学校
- ・チェンライ技術専門学校
- ・パヤオ技術専門学校
- ・カセムラッド シンプリン病院



* 実習生受入にあたっては各種手続きが必要です。
また、受入企業様が現地に赴き選考面接を行なう必要があります。
詳細は次ページ以降をご覧ください。

現地での実習生候補者募集



<送り出し機関>

ABC Thai-Japan Recruitment Co.,Ltd.

所在地 タイ国 チェンライ

92/37 Moo. 9 Sansai Sub-district, Muang Chiangrai
District Chiangrai 57000 Thailand



<面接風景>

現地にて企業様による面接風景（組合実施の一次面接合格者のみが技能実習候補者です）

受け入れ企業様による面談

一次面接の通過者は日本受け入れ企業の面接に進むことができます。

受入企業様がタイで面接できない場合は予め履歴書確認の上、TV電話（スカイプ、フェイスタイムなど）を使用して面接を行います。



カーコンビニ倶楽部(株)林社長様
より現地面接参加FC店様へご挨拶



現地面接風景



パヤオ技術専門学校でのリクルート

面接合格者

日本語研修



日本語研修は、日常会話に最低限必要なスキルをマスター（寮完備）



钣金研修



钣金研修は、引出し～サフェーサー処理まで行います



チェンライのドルフィン日本語学校は日本人講師による教育訓練の環境が整備されております。

ここで、日本の文化や基本的な日本語の基礎を学びます。



（財）国際研修機構や国際交流基金の教材などを活用し、日本語研修を行っています。教室には浴衣や・日本の書籍も豊富に取りそろえて、実習生候補者に利用してもらっています。

鈑金塗装研修(塗装実習生の場合)

自動車の部位や名称といった基本的な講義を行なった上で、
鈑金の基礎から塗装前までの行程をカーコン工法の工具や商材を使用しながら研修いたします。

鋼板の引出、パテ作業、サフェーサー、マスキング、下地処理。

研修カリキュラムはカーコンビニ倶楽部の鈑金初心者向けプログラムに沿って構成されております。



研修施設にて鈑金業務に最低限必要とされる技術を習得します。



研修講師のヌック氏（左側写真）とセッカ氏

■ 日本における受入研修

- ・主幹 受入機関：日本オートビジネス協同組合
- ・内容 タイ技能実習生受け入れ制度の規定により、入国後160時間（約1ヶ月）にわたり「日本語」「日本文化」「法律（罰則）」「防犯」「消防訓練」「生活一般」を研修
- ・期間 1ヶ月
- ・場所 茨城県



■ 研修終了後、皆様の工場へ赴任

いよいよ技能実習生として勤務開始です。職場の後輩として、仲間として懇切丁寧ご指導願います。

JABではアフターフォローといたしまして、トラブル解消法等承っております。いつでも何なりとご相談ください。

必要経費について

一人あたりの月額費用は地域により異なりますが、おおよそ198,000円～260,000円です。

これは給料、残業代、社会保険負担、交通費といったランニングコストに加え、組合加入金、JITCO年会費、入国と帰国の航空運賃や実習生の保険、大使館手続き、在留資格などを取得する費用等、関連する費用を積み上げて合算し、36ヶ月で割り算をして、月額のコストを算出した数値です。

※給料は、その地域の最低賃金にて算出します。

最低賃金は厚生労働省のホームページで確認できます。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/

※ 在日タイ大使館からの要請により、各種控除後の給与手取り金額については12万円以上の契約となります。12万円未満の場合は時給単価が最低賃金を上回る場合もございます。

概算費用に関しましては、担当営業より人数、最低賃金を入力して自動的にシミュレーションしてご提示いたします。

お気軽にお申し付け下さい。

新しい技能実習制度について



■ 技能実習の適正な実施

- ・ 実習実施者の届け出制及び監理団体の許可制
- ・ 認可法人「外国人技能実習実施機構」の新設
- ・ 技能実習計画の認定制

■ 技能実習生の保護

- ・ 人権侵害等に対する罰則等を整備
- ・ 技能実習生の相談・通報窓口の整備

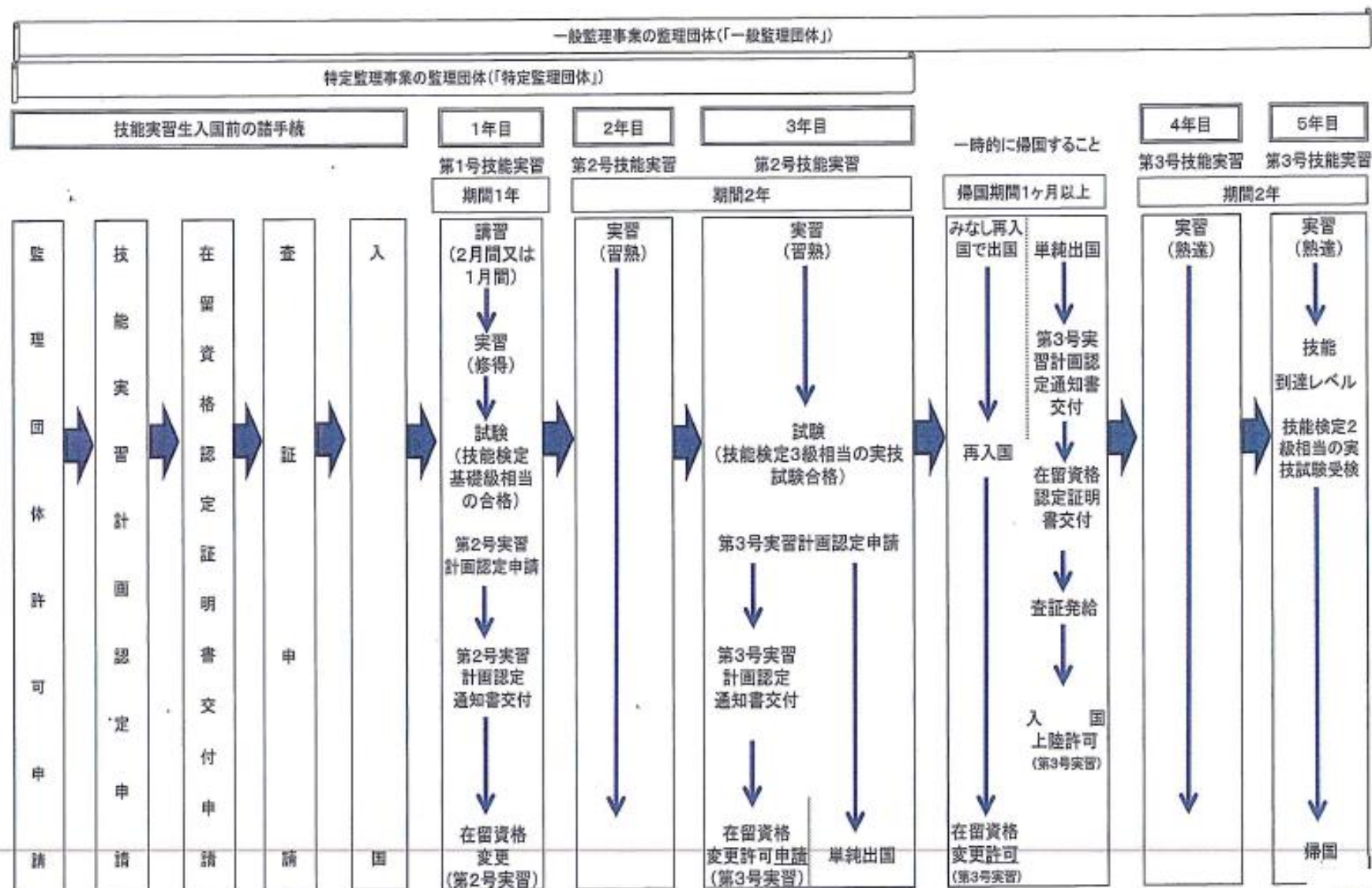
■ 制度の拡充

- ・ 優良な監理団体・優良な実習実施者での実習機関の延長（一旦帰国後、
第3号技能実習を最長で2年間^⑨）及び受け入れ人数枠の拡大
- ・ 対象職種の拡大（介護等）

⑨ 3号への移行に際し、実習箇所の選択は技能実習生が有します

制度の仕組み（新制度における手続の時系列）

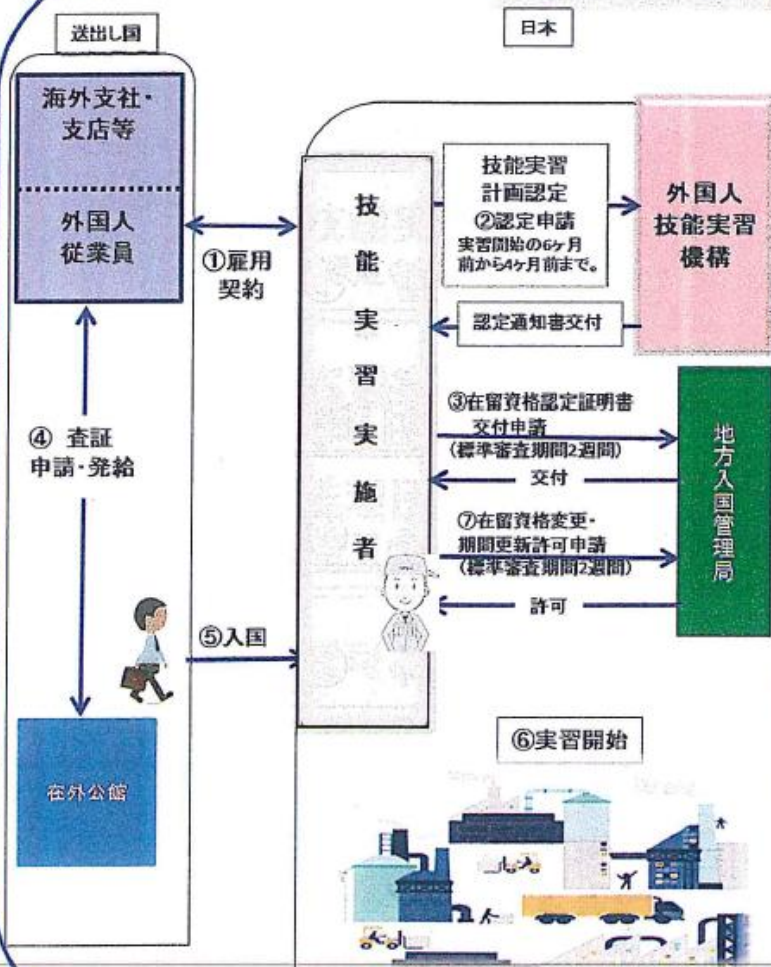
○ 団体監理型技能実習の時系列の流れ図【一般的な例】



制度の仕組み (計画認定・入国在留の手続の概要)

新しい技能実習制度の概要 (第1号技能実習の例)

【企業単独型】



【団体監理型】

